

茨木市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」で対象にする「就職にむけた支援が必要な人」の雇用・就労を支援するため、市内4ヶ所に地域就労支援センターを設置し、就労に係る相談・カウンセリングを実施するとともに、職業能力開発や資格取得にむけた講習会、地元企業の参画を得た就職面接会を開催するなど、就職困難者等の支援に取り組んでいるところです。

今後とも、大阪府やハローワークなどの関係機関と連携を図り、雇用・就労支援に努めてまいりたいと考えております。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

北大阪へのバイオ・ライフサイエンス関連企業のさらなる集積をめざして、企業立地促進法に基づき産業集積形成に係る基本計画を大阪府とともに策定し、昨年10月に国の同意を得たところです。本計画を推進することにより、本市域にある「彩都ライフサイエンスパーク」を中核としてバイオの研究・開発を行うベンチャー企業やバイオ・ライフサイエンス関連産業の集積を図り、市内産業の振興と地域経済の活性化に努め、新たな雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

雇用の場の創出と安定就労に結びつけるため、地元企業の参画を得た就職面接会を順次開催するとともに、雇用・就労に係る相談窓口の設置や職業能力の開発講座・資格取得にむけた講習などを実施しているところです。今後とも、大阪府などの関係機関と連携を図り、雇用に関する施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

「大阪府若者サポートステーション」などからの情報は、市内4ヶ所に設置した地域就労支援センターにおいて若者の相談者等に提供するとともに、様々なサポート機関への誘導に努めているところです。また、「JOBカフェOSAKA」をはじめ関係機関と連携し、フリーターやニートなどに関するセミナーと個別相談会を開催しているところです。

今後とも、若者の相談者等が必要とする情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

労働に関する施策を円滑に展開するため担当セクションを設置し、雇用・就労支援施策の推進に努めているところです。今後とも、大阪府やハローワークなどの関係機関と連携を図り、諸施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

市内の中小企業が行う人材育成に係る経費の一部を補助する制度を実施するとともに、必要な人材の確保を図るための就職面接会を開催するなど、支援に努めているところです。

また大阪府では、ものづくりを支える次世代人材育成・定着支援や中小企業への若手人材確保育成拠点の整備と定着の促進等を主な取り組みの方向としておりますことから、その動きに注視しながら、有効な支援施策を研究してまいりたいと考えております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」の基本的方向でも示されている国際的バイオ産業クラスターの形成にむけて、「彩都ライフサイエンスパーク」へのバイオ関連企業や研究機関等の立地を促進するとともに、バイオの研究・開発を行うベンチャー企業への支援や、国・大阪府と連携してバイオインキュベータの整備にも努めているところです。

今後とも、国や大阪府などの関係機関と連携し、バイオ関連企業やベンチャー企業等のさらなる集積を図り、本市の産業振興と地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

行財政改革の推進につきましては、副市長をはじめ幹部職員で構成される茨木市行財政改革推進委員会を中心に、平成18年に策定した「行財政改革指針」と「行財政改革推進プラン」に沿って、簡素で効率的・効果的な行財政運営と市民生活の向上をめざし、積極的に取り組んでいるところ です。

なお推進にあたっては、法令遵守はもとより住民の福祉を実現し、行政の社会的責任を果たしていけるように留意しながら進めてまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本市の財政運営におきまして新たに市債を発行する場合は、後年度の財政負担を考慮し、既発債の年度別償還額を基本に、新たに発行する市債の償還見込み額を加えた公債費の将来推計(計画)を活用し、公債費が増加しないように十分留意しております。その結果、公債費関連の財政指標は適正な範囲にありますが、国の制度による赤字地方債の発行により市債残高は増加する状況にあります。したがって、今後の市債の役割として、大規模事業の世代間の負担公平化機能を活かしつつ適正に活用していく考えです。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

小児科・産科におきましては、勤務環境の悪化等により医師不足が社会問題化しております。そのため、国では医療資源の集約化・重点化の推進について検討が行われております。

現在本市は、三島保健医療協議会など関係機関と救急医療体制や小児科・産科の医療体制の整備・推進のため、協議・検討をしているところです。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

本市におきましては、利用者がサービスを選択する際の参考となるよう、毎年、「介護保険事業者ガイドブック」を作成し、利用方法や利用できるサービスの情報提供を行っているほか、大阪府介護サービス情報センターや介護事業者情報（ワムネット）のホームページアドレスを掲載し、制度等の普及啓発に努めております。また、茨木市高齢者介護サービス事業所連絡会を通じ、事業者に対し介護保険情報の資料提供も随時行っております。

苦情等については、本市独自の茨木市介護保険苦情調整委員会を設置しており、介護サービス等に対する苦情申立てを受け付けております。

また、入所施設等に対しては、入所者の相談や苦情などを聞き取り、施設との調整役となるための介護相談員を派遣しており、今後とも苦情・相談体制の強化に努めてまいります。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

介護が必要な高齢者等を地域で支援する「健康福祉ネットワーク」の整備に努めるとともに、これまで総合相談の場として定着している在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターへつなぐ窓口としての機能を図るなどコミュニティソーシャルワーカー・民生委員・地区福祉委員等との連携を推進しながら、地域包括支援センターの事業実施に努めています。

また、地域包括支援センター運営協議会には、運営協議会設置当初から第1号（65歳以上）及び第2号（40～64歳）被保険者代表に委員として参加していただいております。

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進を図るため、本市では6ヶ所の老人福祉センターと3ヶ所の老人憩いの家(間)を設置し、健康の増進や教養の向上及びレクリエーションの場を提供し、高齢者の閉じこもり予防と生きがいがづくりを進めております。

また、ボランティア活動等をはじめとする多様な社会活動を展開している地域に根ざした組織である老人クラブに対し、財政的な支援等を行うとともに、高齢者になっても元気でいきいきとした生活を送るために、高齢者レクリエーションのつどいを開催し、積極的な参加促進に努め

ております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

求人状況の改善などから景気は持ち直しの傾向にありますが、中高年齢層の求人状況は依然厳しく、また、核家族の増加とともに高齢者世帯の増加が見られるなど、生活保護世帯が増加する要因は未だ解消されておりません。

こういった状況のなか、国は、真に保護を要する方や保護を受給している方々が安心して本制度を利用することができ、そして自立にむけた計画が立てられるようにするために保護制度の見直しを進めており、本市も国と同様の観点から、自立につながる支援体制を構築すべきであると考えております。具体的には、就労が自立への最も近道との認識から、平成18年度から新たに就労支援員を配置しており、平成18年度から平成19年度にかけて就労支援について一定の効果がみられるようになりました。また、ハローワークとの連携や近隣の自治体との情報交換等、就労支援に対し積極的に取り組んでいるところです。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V・A I D S検査について、広く市民に周知し理解を広めるため、平成19年1月に啓発用のパンフレット及び検査お知らせポスターを茨木市医師会の医療機関へ送付し、配布及び掲示を依頼いたしました。また、毎年開催しております成人祭においてもH I V感染予防のパンフレットを配布し、その啓発に取り組んでおります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市では多様な保育ニーズに応えるため、これまでも公私連携のもと保育施策の充実に努めて

います。特に延長保育については、公私立保育所・園で実施しています。夜間・休日保育については、私立保育園の協力が得られるよう働きかけてまいります。

地域での子育て支援ネットワークの構築については、地域内に存在する子育て支援団体同士が互いに密接な連携が図れるよう、保護者も交えながら検討してまいります。

また、医療機関型の病児保育については、市として実施する場合、市民病院等の医療施設をもっていないことから現時点では設置の考えはありません。なお保育所型の病後児保育については、私立保育園において2園が実施しており、自園型の病児保育については、13園で実施しております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

現在の厳しい社会経済情勢のもと、本市の行財政状況も極めて厳しい状況となっております。したがって市職員の採用は、保育士に限らずすべての職種において必要最小限にとどめているところであり、保育士の増員及び人件費につきましては非常に厳しい状況にあることをご理解ください。

公立保育所の職員研修につきましては、保育士研修会、障害児保育連続講座、栄養士研修会、保健師・看護師研修会など多くの研修会を実施し、人材の育成に努めております。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

平成19年度から全児童対策事業の放課後子ども教室を10小学校区で実施しておりますが、平成20年度は、32全小学校区での実施を予定しております。

留守家庭児童会につきましては、小学校1年生から3年生の児童を対象に小学校内において開設しており、土曜日についても実施しております。なお、3年生からの継続入会及びひとり親家庭の障害児につきましては、6年生までを入会対象としております。

教室の整備につきましては、平成5年度から順次余裕教室への入室を行っているところですが、プレハブ教室が使用に耐えない状況となり、余裕教室への移行も困難な場合は建て替えを検討してまいります。また、教室の運営につきましては状況の把握に努め、今後も適切に行ってまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所

づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域の教育力向上については、地域教育協議会で活用できる国や府の新規事業、地域コーディネーターへのフォローアップ研修などの情報提供や、教育研究所に茨木市学校支援人材バンクを設けるなど、幅広く地域人材を活用できるよう努めております。

通学路の安全確保については、各市立幼・小学校園に設置されている茨木市学童通学安全対策協議会支部による通学路安全点検の実施とそれに伴う要望事項について、関係部課等と調整し解決に努めております。また、緊急に生じた課題についても、すぐに現場の状況等を把握し同様の対応を行っております。

子どもの安全確保については、不審者情報等をいち早く伝達するため、「茨木っ子見守りメール」の配信や関係機関へのFAX送信等を実施しているほか、各小学校区「子どもの安全見守り隊」に登下校の見守り活動を実施していただいております。また、市内各「見守り隊」の情報交換や茨木警察署等の関係機関との連携強化を図るため、1月18日(金)に「茨木市子どもの安全見守り隊研修会」を実施いたしました。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

進学意欲を有する市内すべての子どもが家庭の事情や経済的な理由で進学を断念したり、進学後においても中退することがないように支援することを目的とした「茨木市進路選択支援事業」を行っており、相談業務や奨学金説明会等を実施し、国や府等の奨学金制度の周知に努めております。また、本市の奨学金事業につきましては、これまでも数回にわたり制度の充実に努めており、平成18年度にも給付金額の増額や対象学校の拡大を行うなど制度の充実に努めております。

就学援助につきましては、国の要保護児童生徒援助費に準じ、学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費等の援助を行っております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実ははじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

大阪府では平成19年度より、相談員に対する相談技術等の向上にむけた指導や心のケア等のサポート、相談事案を分析して適切に斡旋や調整などを行う人権擁護士の養成事業を実施いたしておりますので、本市は、その養成講座を職員に受講させております。

また、市民に対する啓発につきましては、講演会や研修会、本市の啓発媒体（広報誌・啓発冊子）など、あらゆる機会を捉えながら啓発を進めております。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市におきましては、平成14年3月に「茨木市男女共同参画計画」を策定いたしました。計画の推進につきましては、毎年各所管課の実績調査を行い報告書を作成し、その把握に努めているところです。

また、審議会等の女性委員の割合につきましては登用指針を定め、女性委員の登用率の目標を35%として、その早期達成に努力しているところです。今後とも女性委員の登用につきましては一層の努力をしてみたいです。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市におきましては平成14年3月に「茨木市男女共同参画計画」を策定し、現在その実現にむけ様々な施策を実施しているところです。また、男女共同参画社会の推進をめざす拠点施設である男女共生センターローズWAMを軸にして、啓発や相談、情報の提供など様々な事業を展開しておりますが、条例の制定につきましては、他市の状況も踏まえながらさらに研究を進めてまいります。

今後とも男女共同参画社会の実現にむけて施策推進に努めてまいりたいと考えております。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこ

と。

(回答)

男女共生センターローズWAMでは、様々な相談事業を実施しております。セクシュアル・ハラスメントにつきましては労働問題相談・女性相談及び法律相談において実施するとともに、ドメスティック・バイオレンスにつきましては、「DV相談」として特定の相談窓口を設けるなど充実に努めております。周知につきましては、毎月発行しております「いばらき広報誌」やホームページなどに相談日を掲載しており、また、平成20年1月11日のDV防止法の改正に伴い、広報誌の12月号にDV特集版を、またWAM通信におきましても特集版を掲載いたしました。

DV防止法に対応した対策につきましては、他市の状況も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

相談員の研修につきましても、ドーンセンターなど様々な所で開催されているものに参加し、スキルアップに努めております

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

育児休業制度の定着を図るため、広報誌やホームページ・パンフレットにより周知・啓発に努めるとともに、大阪府など関係機関と連携し「ワーク・ライフ・バランスを考える集い」を開催しているところです。なお、ワーク・ライフ・バランスの観点から、様々な働き方やライフスタイルに対応した子育て支援サービスを研究してまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市におきましては、ISO14001に基づく地球温暖化防止の取り組みを進めるとともに、啓発事業として「いばらき環境フェア」の開催、環境教育ボランティアによる連続講座やいばらき環境市民大学の開催等を通して、エコドライブや環境家計簿の普及など省エネルギーや温室効果ガスの削減についての啓発に関する取り組みを、市民・市民団体・企業等と協働して進めており

ます。

今後も、より一層多様な主体が参画され実効あるものとなるよう取り組みを進めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」の趣旨や計画の目的・課題・目標・対策を十分理解し、市と府で協議し、連携して施策を推進していきたいと考えています。

また、大阪府では、地球温暖化及びヒートアイランド対策等に関連して、「自然環境保全条例」の一部を改正し、一定規模以上敷地の建築物の新築・改築又は増築の際に緑化を義務付ける「建築物の敷地等の緑化促進制度」を創設し、緑の保全・回復・創出を確実に図ることとしております。本市におきましても上記制度が平成18年4月1日から施行され、大阪府よりその事務移譲を受け、制度の趣旨が適切に実現されるよう指導しております。

さらに、本市におきましても計画的な公園・緑地の整備・維持管理等に十分配慮し、緑化面積の拡大に努めたいと考えております。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

本市におきましては、温室効果ガス削減のため、現在、省エネ・新エネルギー導入に対する支援事業等、技術の普及促進や環境保全意識向上のための各種施策を実施しておりますが、今後とも「ストップ地球温暖化デー」やアイドリングストップ運動についても、広報活動等の取り組みに努めてまいります。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市におきましては、平成22年度を目標年度として、平成12年度比20%の削減をめざしてごみの減量化・資源化に取り組んでおります。

昨年4月からはごみ袋の透明化や資源物の分別収集を実施したことにより、前年度（平成18年

度)と比較して家庭系ごみの減量は大きく前進しました。リサイクル率の向上は、市民の協力による資源物の分別が重要な取り組みになることから、今後も啓発に努めてまいります。さらに市内各事業所に対しましても、ごみの減量や資源物の分別の徹底を進めていただくよう啓発に努め、リサイクル率の向上を図ります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄等の対策につきましては、環境美化の観点から幹線道路や山間部を中心に監視パトロールを実施いたしております。また、市民から看板設置の要望がある場所や不法投棄が多発する場所につきましては、看板を設置し啓発に努めております。

産業廃棄物関連につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により府権限となっておりますことから、その都度連携し対応いたしております。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市の公共下水道普及率は平成18年度末で98.3%まで達したこともあり、以前に比べ公共用水域の水質は改善されてきております。しかし、公共下水道未整備区域からの排水や下水処理場に対する負荷の低減の観点から、広報誌等を通して広報活動を行っているところであり、今後も河川の水質保全のため、広報活動等の取り組みに努めてまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「地域防災計画」の補強につきましては、関係法令の改正や機構改革等、必要がある場合に修正を行っております。平成18年3月には、水防法の改正や災害時要援護者安否確認実施に伴い修正をしたところです。今後とも大阪府との連携を密にして計画の見直しを進めてまいります。

災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備につきましては、本市の職員が管理をし、消費期限前に更新し消費期限が近づくと自主防災会の訓練などで使用しています。また、医薬品につきましては

も、薬剤師会に点検を依頼し消費期限の確認を行い、いざという時に備えております。

また、訓練につきましては、市主催による住民参加型の訓練を年3回実施するとともに、自主防災会や自治会等が実施する訓練に消防本部と連携し指導を行っております。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市における公立学校の耐震については、耐震診断はすべて終了し、災害発生時に指定避難所となっている体育館を優先して年次計画で耐震化を進めております。

また今後においても、耐震化を進めるにあたり国や大阪府へ計画を示すとともに、必要な補助金の獲得に努めてまいります。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

平成18年度・19年度の2ヶ年において、市の公共施設101施設に設置が完了いたしました。なお、体育館・プール等の7施設も完了済みです。今後は、新たな施設の整備とともにAEDの設置をする考えです。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

市が保有する未利用地については、市民ニーズを把握したうえで、有効利用のひとつとして市民農園としての利用に努めております。

また、農家が開設する農園につきましては、特定農地貸付法が平成17年9月に改正されたことから、その改正内容を広く農家に周知し、遊休農地の有効な保全活用策のひとつとして促進しておりますが、開設すると相続税納税猶予の適用が受けられなくなることから、新たな農園開設が進まないのが現状です。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営

駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

本市では、阪急茨木市駅周辺道路とJR茨木駅周辺道路及び両駅を結ぶ東西2路線について、違法駐車防止重点区域と定めて交通指導員による啓発活動を行っております。今後、道路交通法による放置自動車の取り締まりが厳しくなるものと聞いており、違法駐車は減少するものと考えております。

貨物車両用の専用駐車場や荷捌場などにつきましては、道路幅員等から路上でのスペースを確保することは困難であり、店舗や事業所等におきましては、開発や建築時に駐車スペースを確保するよう指導しております。なお、市営駐車場は有料となっておりますが、短時間の利用が容易となるよう、平成20年4月から最初の30分150円を100円に改定いたします。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市におきましては、ユニバーサルデザイン政策大綱やバリアフリー法をはじめ「大阪府福祉のまちづくり条例」や本市の「福祉のまちづくり指導要綱」に基づき、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進しているところです。

公共建築物につきましては、新築工事においてバリアフリー化対応を図っており、ユニバーサルデザイン化にも配慮した設計に取り組んでおります。改修工事等に際しては、段差のある施設等については施設管理担当課等と協議・調整を行い、改修が可能な施設等においては段差の解消に積極的に取り組んでおります。民間建築物のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の促進につきましては、一定の要件を満たすものは国において税制上の特例措置等の制度があることを施設管理者等に対して積極的に啓発し、理解と協力を得られるよう努めております。各交通機関につきましてもユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を要請しております。

設備等を設置・整備・維持する際の費用助成につきましては、関係機関と協議・調整を図ってまいりたいと考えております。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車専用レーンの設置等につきましては、道路幅員等の問題があり難しい面もありますが、警察とも協議・調整を行い設置にむけて検討してまいります。

歩車分離信号につきましては、信号機の設置は公安委員会（警察）の決定ですので、交通事故

防止の観点からも警察に対して積極的に設置を要請してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

公共交通機関への利用転化を目的としたパークアンドライドやレンタサイクルの制度につきましては、大阪府等とも連携し、検討を図ってまいりたいと考えております。府では現在、茨木市春日2丁目に建設しました茨木地下駐車場（通称オークピット）で、その一部をパークアンドライド駐車場と位置付け稼動しております。

レンタサイクルにつきましては、JR茨木駅とモノレール宇野辺駅間において社会実験を行うなど、今後の交通改善にむけた取り組みと位置付け、検討・研究を図っているところです。なお、JR茨木駅においてJR西日本がレンタサイクルの営業を行っております。